

議案第 20 号

関市企業立地促進条例の一部改正について

関市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 21 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

企業の立地を促進するための奨励措置の対象等を改めるため、この条例を定めようとする。

## 関市企業立地促進条例の一部を改正する条例

関市企業立地促進条例（平成14年関市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 工場等 従業員（社会保険に加入しており、常時雇用される者に限る。

第6号において同じ。）（事業主を含む。）が1人以上常時勤務し、かつ、専ら規則で定める事業の用に供する企業の事業所、工場及び倉庫をいう。

第2条第6号中「操業開始の日前1年から操業開始後3月までの期間に新たに常時雇用」を「新たに当該工場等に勤務させるために雇用」に、「のうち、引き続き」を「のうち、操業開始の日後1年3月を経過した日において引き続き」に改め、同号ただし書を削る。

第5条第1項中「3年度」を「5年度」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に操業開始する事業者について適用し、同日前に操業開始する事業者については、なお従前の例による。